外

(共)

号

令

和

Ξ 年

四

月

日

規

則

岐阜県立高等学校授業料の免除等に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布

\_~;

(教育財務課)

令和三年四月一日

岐阜県規則第百八十号

岐阜県知事

古

田

公

報

改正する規則

岐阜県立高等学校授業料の免除等に関する規則等の一部を

目

次

規

則

岐阜県立高等学校授業料の免除等に関する規則等の一部を改正する規則

(岐阜県立高等学校授業料の免除等に関する規則の一部改正)

第一条 五号)の一部を次のように改正する。 岐阜県立高等学校授業料の免除等に関する規則(昭和四十六年岐阜県規則第百

別記第一号様式表面中「魯」を「\_」に改め、同様式裏面中「w」を削る。 別記第二号様式表面中「」を「\_\_」に改め、同様式裏面中「ヨ」を削る。

別記第三号様式中「畑・夝」を「 」に改める。

(岐阜県高等学校定時制課程通信制課程修学奨励費貸付規則の一部改正)

第二条 岐阜県高等学校定時制課程通信制課程修学奨励費貸付規則 (昭和四十九年岐阜 **県規則第百四十六号)の一部を次のように改正する。** 

第七条第一項中「二人」を「一人」に改める。

別記第一号様式を次のように改める。

毎週 (金曜日) 発行

岐 阜

県

公 報

号 外

令和三年四月一日

## 第1号様式(第5条関係)

			修	学 奨	励	貴貸与申	請言	書					
借用金額	借用金額年額				円	借用期間		年	月	日~	年	月	目
		学	高 等 学 校				訂	程	Ä	学年			
高 等 学 核		入 学	全年	月日	中等教育学校				科				
				内容				就年	職 月日		•	•	
職業の状	況	勤	務	先						,			
		所	在	地									

上記のとおり岐阜県高等学校定時制課程通信制課程修学奨励費の貸付けを受けた いので申請します。

年 月 日

(申請者)

住 所

氏 名

生年月日

岐阜県教育委員会教育長様

上記の者が貸付けを受ける岐阜県高等学校定時制課程通信制課程修学奨励費につ いては、本人と連帯して債務を負担します。

年 月 日 岐阜県教育委員会教育長様

連帯	氏	名	本人との 続 柄	
保証	住	所		
人	職	業	生年月日	

(注) 2部 (うち1部は、学校の控え) 提出すること。

### 第4号様式(第6条関係)

修学奨励費貸与決定通知書

	学校名	
修学生	課程	
	住 所	
	氏 名	樣

 第
 号

 年
 月

 日

岐阜県教育委員会教育長 印

このたび、岐阜県高等学校定時制課程通信制課程修学奨励費貸付規則に基づき、下記のとおりあなたに修学奨励費を貸し付けることに決定したので通知します。

 決定番号
 第

 貸付金額
 円

 ただし、原則として年3回に分割して交付

 貸付期間
 年月日~年月日

なお、この通知書受領の日から1月以内に誓約書を提出してください。

### 第5号様式(第6条関係)

誓 約 書

私は、岐阜県高等学校定時制課程通信制課程修学奨励費貸付規則を守り、修学す ることを誓います。

連帯保証人は、借受額に関する債務について、修学生と連帯して返還します。

年 月 日

修 学 生 決定番号 第 号 氏 名 学 校 名 課程•学年 住 所 電話番号(自宅) (携帯)

連帯保証人 氏 名 住 所 電話番号(自宅) (携帯)

岐阜県教育委員会教育長様

(注)修学生及び連帯保証人の氏名は、自署すること。

### 第6号様式(第9条関係)

		修	学 奨 励 費	と借用証書			
借用组	金額				ļ	円	
借用其	期間		年	月~	年	月	
学	校	(学 校 (課程・					

上記のとおり岐阜県高等学校定時制課程通信制課程修学奨励費を借用しました。

年 月 日

修 学 生 決定番号 第 号

住 所氏 名

電話番号(自宅)

(携帯)

連帯保証人 住 所

氏 名

電話番号(自宅)

(携帯)

岐阜県教育委員会教育長様

(注)修学生及び連帯保証人の氏名は、自署すること。

修学奨励費返還猶予決定通知書

### 第9号様式(第14条関係)

	学 校	名	
	課	程	
修学生	決定番	号	
	住	所	
	氏	名	様

第 号

年 月 日

岐阜県教育委員会教育長 印

年 月 日あなたから申請のあつた岐阜県高等学校定時制課程通 信制課程修学奨励費の返還猶予については、次のとおり猶予することに決定したの で通知します。

返還猶予金額						円
猫 予 期 間	年	月	日~	年	月	日

(注) 引き続き猶予を希望する場合にあつては、修学奨励費返還猶予申請書(別記第8 号様式)を提出すること。

# 別記第十一号様式を次のように改める。別記第十号様式中「ヨ」及び「⊜」を削る。

# 第11号様式 (第16条関係)

,	修学奨	品弗	沿温	存	[公池	会通	4口	<b>±</b>
1	18 子哭	加川官	JX J录	ケビ	PH/X	YH IH	スロ	吉

 学校名

 課程

 修学生
 決定番号

 住所
 氏名

年 月 日

号

岐阜県教育委員会教育長 印

第

年 月 日あなたから申請のあつた岐阜県高等学校定時制課程 通信制課程修学奨励費の返還免除については、次のとおり免除することに決定した ので通知します。

免	除	金	額					円	
<i>₽</i> 17	Л Д	# . J	L. =n					学奨励費貸付規則に	
免例	<b>亲金</b> 名	質の内	勺訳	基づき 修学奨励費	年	月から	年	月まで貸し付けた	_
免险	対象	貸与)	月数					月	
免	除	理	由						

(岐阜県選奨生奨学金貸与規則の一部改正

第三条 次のように改正する。 岐阜県選奨生奨学金貸与規則 (昭和五十八年岐阜県規則第四十三号) の一部を

第七条第一項中「奨学生及び連帯保証人が署名した」を削り、「当該連帯保証人」 「連帯保証人」に改める。

平成二十六年一月一日から令和二年十二月三十一日までの期間について」に、「租税 セントの割合を超える場合は、年七・三パーセントの割合)」を加える。 て延滞金特例基準割合が年七・三パーセントの割合に満たない場合は当該延滞金特例 を超える場合は、年七・三パーセントの割合)、令和三年一月一日以後の期間につい トの割合を加算した割合」の下に「(当該加算した割合が年七・三パーセントの割合 を加算した割合』を加え、「、平成二十六年一月一日以後」を 「、平成二十六年一月 セントの割合に満たない場合は当該延滞金特例基準割合に年七・三パーセントの割合 ントの割合を加算した割合 (以下「延滞金特例基準割合」という。) が年七・三パー の割合を加算した割合」の下に「、令和三年一月一日以後の期間について当該期間の 正前の租税特別措置法」に、「場合は、」を「場合は」に改め、「年七・三パーセント 特別措置法」を「所得税法等の一部を改正する法律(令和二年法律第八号)による改 基準割合に年一パーセントの割合を加算した割合 (当該加算した割合が年七・三パー 属する各年の租税特別措置法第九十三条第二項に規定する平均貸付割合に年一パーセ **一日から令和二年十二月三十一日まで」に改め、「当該特例基準割合に年ーパーセン** 第十七条中「平成二十六年一月一日以後の期間については、」を「当該期間のうち

別記第一号様式表面中「⊕」を削り、

岐

		<b>,</b>		-
	併		年	
	田		月	
	日生		日生	
	~		(	
	癜		赢)	
			性別	
			男	
			•	
			ダ	
_	に	_	を	l

改める。

を「上」に、 別記第二号様式表面中「臼」を削り、同様式裏面中「尀쨏忠以な」を削り、 「なら」

**「以上4項目について、1問1答形式で確認をお願いします。** 

9

面談をされて担当者として、申請者に対する感想等ありましたら御記入願います。」

別記第三号様式から別記第五号様式までを次のように改める。 「担当者として、申請者に対する感想等ありましたら御記入願います。」に改める。

を

号 外 (16)	岐	阜	県	公	報	<b>令和3年4月1日</b> (10)
第3号様式(第7条関係)						
様	岐阜県	選奨	(表) 生奨学	学金誓	系約書	年 月 日
借 主 (奨学生)	氏       名         現住所         電話番号	号(自宅	E)			
連帯保証人	<u>氏</u> 名 現住所	(携帯	宇)			印 続 柄
	電話番	号(自宅 (携帯				
	選奨生奨 終了後は、	学金貨	予規則 に返還	引その他 の義務	也の関係対	
また、借主は、岐阜県(又は岐阜 員会)が保有する個人情報を提供					人に借受額	<b>頁等及び岐阜県(又は岐阜県教育委</b>
親権者又は未成年後見人	<u>氏 名</u>					続 柄
	現住所 電話番号		<b>→</b> \			
	电阳雷	(携帯				
親権者又は未成年後見人	氏 名					<u>続 柄</u> _
	現住所 電話番 <sup>+</sup>	 号(自宅				

借主が別記のとおり、奨学金を借用し、借受期間満了後に返還の義務を履行することに親権者又は未成 年後見人として同意します。

(携帯)

(裏)

記

様 )

奨 学 生	奨 学 生 番 号		決	定	事 項	新規決定
学校	名			学	部 名	
借受期間	開始年月		停止期	胆	開始年月	
(予定)	終了年月		<b>厅</b> 业费	][#]	終了年月	
借受額	総額	円	据置期	188	開始年月	
(予定)	月額	円	16 里芳	]   ]	終了年月	
償還期間	開始年月		償	還	回 数	
(予定)	終了年月		償	還	方 法	

- 借主及び親権者又は未成年後見人の氏名は、自署すること。
- 2
- 連帯保証人は、独立の生計を営む成年者であること。 連帯保証人の印は、印鑑登録を受けたものを押印し、印鑑登録証明書(発行から3ヶ月以内のもの)を添 付すること。

### 第 4 号様式 (第 10 条関係)

# 選奨生奨学金貸与額変更申請書

 奨学生番号
 号

 学 校 名

 氏 名

次のとおり奨学金の貸与額の変更を受けたいので申請します。

1 変 更 理 由

(変更事由発生日 年 月 日)

円

2 現在の貸与月額

3 現在の貸与区分 ※ ( 加算なし ・ 5,000円加算 ・ 10,000円加算 )

4 希望する貸与月額 円

5 希望する貸与区分 ※ ( 加算なし ・ 5,000円加算 ・ 10,000円加算 )

6 変更開始希望時期 年 月分から

年 月 日

郵便番号 本 人 住 所 電話番号 ( )

氏 名

郵便番号

連帯保証人 住 所

電話番号 ( )

(F)

氏 名

様

### (注意事項)

- 1 ※印のところは、該当する区分を○で囲むこと。
- 2 本人の氏名は、自署すること。
- 3 連帯保証人の印鑑は、印鑑登録を受けたものを押印し、印鑑登録証明書(発行から 3 ヶ月以内のもの)を添付すること。

(13) <b>令和3年4月1日</b>	岐	阜	県	公	報					号	外	(16
第 5 号様式(第 13 条関係)												
ut-	上台旧		(表)	Λ / <del>  </del> -	TI≛ <del>T</del> =b							
Щ	支阜県道	<b>医突</b> 任	:哭子	金借	刊証書	•		名	丰	月		月
様												
借主	氏 名											
(奨学生)	現住所											
		口 / 占 占	<b>⇒</b> \									
	電話番											—
		(携帯	<u> </u>									
連帯保証人	<u>氏 名</u>						印	続	柄			
	現住所											
	電話番	号(自宅	E)									
計立日曜歴史歴界を4月137の1.3	- In /#+ III	(携帯		1、テル		目 /記/1弦 仕	小呕兴人	A - 1	-B Bil	7.0	lıh a	
岐阜県選奨生奨学金を別記のと‡ 係規程に従い、別紙「奨学金返還記							.哭子金	[頁子》	况归1	ての	1世0.	川剣
連帯保証人は、別記借受額に関す	トる債務	につい	て、借	主と連	帯してi	区還 しま	す。					
また、借主は、岐阜県(又は岐阜 員会)が保有する個人情報を提供す					に借受	額等及び	が岐阜県	具(又)	は岐。	阜県	教育	涹
親権者又は未成年後見人	氏 名						_	続	柄			
	現住所											-
	電話番	号(自宅	를)									_
		(携帯	<b>寺</b> )									_
親権者又は未成年後見人	<u>氏 名</u>							<u>続</u>	柄			-
	現住所											_

借主が別記のとおり、奨学金を借用し、借受期間満了後に返還の義務を履行することに親権者又は未成 年後見人として同意します。

(携帯)

電話番号(自宅)

(裏) 記

様

131							
奨 学 生	番号		決	定	事	項	
学 校	名			学	部	名	
借受期間	開始年月		信 L 期間		開始年月		
恒叉规则	終了年月		行业为	停止期間		年月	
借受額	総額	円	据置期間		開始	年月	
恒叉領					終了年月		
償還期間	開始年月		償	還	旦	数	口
[ ] 图	終了年月		償	還	方	法	

- 1 借主及び親権者又は未成年後見人の氏名は、自署すること。
- 2 連帯保証人は、独自の生計を営む成年者であること。
- 3 連帯保証人の印は、印鑑登録を受けたものを押印し、印鑑登録証明書(発行から 3 ヶ月以内のもの)を添付すること。

学校長 氏名 望」を学校長 氏名 場」を学校長 氏名 にひめる。

別記第十六号様式中「亞」を削る。

(岐阜県高等学校奨学金貸与規則の一部改正)

次のように改正する。第四条(岐阜県高等学校奨学金貸与規則(平成十四年岐阜県規則第七十三号)の一部を

- 第七条第一項中「奨学生及び連帯保証人が署名した」を削り、「当該連帯保証人」)(・・ | [1]・・・

を「連帯保証人」に改める。

第十三条中「平成二十六年一月一日以後の期間については、」を「当該期間のうち第十三条中「平成二十六年一月一日以後の期間については、」を「当該期間のうち第十三条中「平成二十六年一月一日以後の期間については、」を「当該期間のうち第十三条中「平成二十六年一月一日以後の期間については、」を「当該期間のうち第十三条中「平成二十六年一月一日以後の期間について」に、「租税平成二十六年一月一日から令和二年十二月三十一日まで」に改め、「当該特例基準割合に年・パーセントの割合を加算した割合」の下に「、令和三年一月一日以後の期間について当該期間のを超える場合は、年七・三パーセントの割合に満たない場合は当該延滞金特例基準割合に年・パーセントの割合を超える場合が年七・三パーセントの割合に年一パーセントの割合を加算した割合が年七・三パーセントの割合を超える場合は、年七・三パーセントの割合(当該加算した割合が年七・三パーセントの割合に年一パーセントの割合を超える場合は、年七・三パーセントの割合(当該加算した割合が年七・三パーセントの割合を超える場合は、年七・三パーセントの割合)」を加える。

別記第一号様式表面中「璺」を削り、

	#
	Э
	日生
	癜
	性別
	<b>3</b>
	炓
_	を

_	号	外	(16)	岐	阜	県	公	報	令和3年4月1日 (	16 )
									別記記第二	
									二号 様 7.2   一号 様 7.2	#
									式から記れている。	711
									別記第三号様式から別記第四品別記第三号様式から別記第四品のでである。	
									四 号 及 様 び	田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田
									別記第三号様式から別記第四号様式までを次の別記第二号様式から別記第四号様式までを次の別記第二号様式は「四」を削る。	
									次 削 の s	
									別記第三号様式から別記第四号様式までを次のように改める。別記第二号様式から別記第四号様式までを次のように改める。	
									නි ද	
										Ľ

( 17 )	令和3年4月1日	岐	阜	県	公	報			号	外	(16)
第3号様式(	(第7条関係)										
				(表)	V A 4	ca t					
	μ	皮阜県高	青等字	'秋奖'	子金言	<b>曾約書</b>		年	月		日
	様								71		Н
	借主	氏 名									
	(奨学生)										
		現住所									
		電話番号	号(自宅	<u>E</u> )							
			(携帯	<del>;</del> )							
		-	(1)/411	1/							
	連帯保証人	氏 名					印	続 柄			
		現住所									
		26 12//									_
		電話番号	号(自宅	<u>E</u> )							
			(携帯	<del>,</del>							
別記のと	おり借用します(翌年)	度分以降の	の借受	予定額に	こつい	ては、継続活	決定された	上場合に、	借受額	額と	読
み替えます	。)。ついては、岐阜県	高等学校	奨学金	貸与規	則その	他の関係規	程に従い、	、奨学生と	して	の責	該務
	とはもとより、借受期							<b>唇約いたし</b>	ます。	•	
	:人は、別記の借受額に						· ·	ᄩᄼᆋᆄᆑ	· 台 旧	***	<b>₹</b> -
	主は、岐阜県(又は岐阜 有する個人情報を提供					に借文領寺		県(又は咳	:早乐	教育	∫安
RA) WW		, 50001		100	<b>&gt;</b> 10						
親林	権者又は未成年後見人	氏 名						続 柄			
		現住所									

電話番号(自宅) \_\_\_\_(携帯) 親権者又は未成年後見人 氏名 続柄 現住所 電話番号(自宅) (携帯)\_\_\_\_

借主が別記のとおり、奨学金を借用し、借受期間満了後に返還の義務を履行することに親権者又は未成

年後見人として同意します。

( 18 )

(裏)

記

様 )

奨 学 生	番号		決	定	事 項	新規決定
学 校	名		課程		程・学科	
借受期間	開始年月		停止期間		開始年月	
(予定)	終了年月		厅业为	加則	終了年月	
借受額	総額	円	据置期間		開始年月	
(予定)	月額	円	16 巨为	IJĦJ	終了年月	
償還期間	開始年月		償	還	回 数	
(予 定)	終了年月		償	還	方 法	

- 借主及び親権者又は未成年後見人の氏名は、自署すること。
- 2 連帯保証人は、独立の生計を営む成年者であること。 3 連帯保証人の印は、印鑑登録を受けたものを押印し、印鑑登録証明書(発行から3ヶ月以内のもの)を添 付すること。

第3号様式の2 (第8条の2関係)

# 高等学校奨学金貸与額変更申請書

奨学生番号 学 校 名 氏 名

次のとおり奨学金の貸与額の変更を受けたいので申請します。

1 変 更 理 由

(変更事由発生日 年 月 日)

2 現在の貸与月額

円

3 現在の貸与区分 ※ ( 加算なし ・ 5,000円加算 ・ 10,000円加算 )

4 希望する貸与月額

円

5 希望する貸与区分 ※ ( 加算なし ・ 5,000円加算 ・ 10,000円加算 )

6 変更開始希望時期

年 月分から

年 月 日

郵便番号

本 人 住 所

電話番号 ( )

氏 名

郵便番号

連帯保証人 住 所

電話番号 ( )

氏 名

印

様

### (注意事項)

- 1 ※印のところは、該当する区分を○で囲むこと。
- 2 本人の氏名は、自署すること。
- 3 連帯保証人の印鑑は、印鑑登録を受けたものを押印し、印鑑登録証明書(発行から3ヶ月以内のもの)を添付すること。

H

- 71. (10)	W + % 4 W	44H2 T 47J 1 H
第 4 号様式(第 11 条関係)		
	(表)	
Ц	皮阜県高等学校奨学金借用証書	
		年 月
様		
借主	氏 名	
(奨学生)		
	現住所	

電話番号(自宅)

(携帯)

 連帯保証人
 氏名
 印
 続柄

 現住所

電話番号(自宅)

(携帯)

岐阜県高等学校奨学金を別記のとおり借用しました。ついては、岐阜県高等学校奨学金貸与規則その他 の関係規程に従い、別紙「奨学金返還計画書」のとおり滞りなく返還いたします。

連帯保証人は、別記借受額に関する債務について、借主と連帯して返還します。

また、借主は、岐阜県(又は岐阜県教育委員会)が連帯保証人に借受額等及び岐阜県(又は岐阜県教育委員会)が保有する個人情報を提供することに同意いたします。

親惟有乂は木成年俊見人	戊 名	統 忛
	現住所	
	電話番号(自宅)	
	(携帯)	
親権者又は未成年後見人	氏 名	続 柄
	現住所	
	電話番号(自宅)	
	(携帯)	

借主が別記のとおり、奨学金を借用し、借受期間満了後に返還の義務を履行することに親権者又は未成 年後見人として同意します。 (裏) 記

報

公

( 様)

奨 学 生	番号		決	定	事 項	
学 校 名				課	程・学科	
借受期間	開始年月		停止期間・		開始年月	
恒文 期间	終了年月				終了年月	
借受額	総額	円	据置期間		開始年月	
旧文領					終了年月	
<b>企</b> 署 抽 胆	開始年月		償	還	回 数	回
償還期間	終了年月		償	還	方 法	

- 借主及び親権者又は未成年後見人の氏名は、自署すること。
- 2 連帯保証人は、独立の生計を営む成年者であること。 3 連帯保証人の印は、印鑑登録を受けたものを押印し、印鑑登録証明書(発行から3ヶ月以内のもの)を添 付すること。

別記第十四号様式中「璺」 奨学金担当者 画 繿 職氏化 **驴校**板 **驴校**板 先 を削り、 况价 田名 **교** を に改める。

別記第五号様式中「闳巓段鑑」

を

「返還総額」

Ľ

クカエ

を

ਸ਼ਁ \$**%** 

に改

(岐阜県子育て支援奨学金貸与規則の一部改正

部を次のように改正する。 岐阜県子育て支援奨学金貸与規則 (平成十八年岐阜県規則第百四十一号) の一

連帯保証人」を「連帯保証人」に改める。 阜県子育て支援奨学金返還誓約書」を「岐阜県子育て支援奨学金誓約書」に、「当該 第七条第一項中「による」を「により」に、「奨学生及び連帯保証人が署名した岐

**\_** を

に改める。

平成二十六年一月一日から令和二年十二月三十一日までの期間について」に、「租税 て延滞金特例基準割合が年七・三パーセントの割合に満たない場合は当該延滞金特例 を加算した割合」を加え、「、平成二十六年一月一日以後」を 「、平成二十六年一月 セントの割合に満たない場合は当該延滞金特例基準割合に年七・三パー セントの割合 ントの割合を加算した割合 (以下「延滞金特例基準割合」という。) が年七・三パー の割合を加算した割合」の下に「、令和三年一月一日以後の期間について当該期間の 正前の租税特別措置法」に、「場合は、」を「場合は」に改め、「年七・三パーセント セントの割合を超える場合は、年七・三パーセントの割合)」を加える。 基準割合に年一パーセントの割合を加算した割合(当該加算した割合が年七・三パー を超える場合は、年七・三パーセントの割合)、令和三年一月一日以後の期間につい トの割合を加算した割合」の下に「(当該加算した割合が年七・三パーセントの割合 属する各年の租税特別措置法第九十三条第二項に規定する平均貸付割合に年一パーセ 特別措置法」を「所得税法等の一部を改正する法律 (令和二年法律第八号) による改 一日から令和二年十二月三十一日まで」に改め、「当該特例基準割合に年一パーセン 第十四条中「平成二十六年一月一日以後の期間については、」を「当該期間のうち 別記第一号樣式表面中「疊」 を削り

巴

を

**\_** 

を

に改める。

併

回

Ш

111

癜

性別

肥

女

を

第2号様式(第7条関係)

(表)

# 岐阜県子育て支援奨学金誓約書

年 月 日

様

借 主 <u>氏 名</u>

(奨学生)

現住所

電話番号(自宅)\_\_\_\_\_

(携帯)

連帯保証人 氏名 印 続柄

現住所

電話番号(自宅)

(携帯)

別記のとおり借用します(翌年度分以降の借受予定額については、継続決定された場合に、借受額と読み替えます。)。ついては、岐阜県子育て支援奨学金貸与規則その他の関係規程に従い、奨学生としての責務を果たすことはもとより、借受期間終了後は、誠実に返還の義務を履行することを誓約いたします。

連帯保証人は、別記の借受額に関する債務について、借主と連帯して返還します。

また、借主は、岐阜県(又は岐阜県教育委員会)が連帯保証人に借受額等及び岐阜県(又は岐阜県教育委員会)が保有する個人情報を提供することに同意いたします。

現住所

電話番号(自宅)

(携帯)

現住所

電話番号(自宅)

(携帯)

借主が別記のとおり、奨学金を借用し、借受期間満了後に返還の義務を履行することに親権者又は未成 年後見人として同意します。 (裏)

県

公

報

記

様 )

奨 学 生	番号		決	定	事 項	
学 校	名	課程			程・学科	
借受期間	開始年月			間	開始年月	
(予 定)	終了年月		停止期間		終了年月	
借受額	総額	円	据置期間		開始年月	
(予 定)	月額	円	16世界	] [Ħ]	終了年月	
償還期間	開始年月		償	還	回 数	
(予定)	終了年月		償	還	方 法	

- 借主及び親権者又は未成年後見人の氏名は、自署すること。 1
- 連帯保証人は、独立の生計を営む成年者であること。 連帯保証人の印は、印鑑登録を受けたものを押印し、印鑑登録証明書(発行から3ヶ月以内のもの)を 添付すること。

### 第3号様式(第9条関係)

# 子育て支援奨学金貸与額変更申請書

奨学生番号 学 校 名 氏 名

次のとおり奨学金の貸与額の変更を受けたいので申請します。

1 変 更 理 由

(変更事由発生日 年 月 日)

2 現在の貸与月額

円

- 3 現在の貸与区分 ※ ( 加算なし ・ 5,000円加算 ・ 10,000円加算 )
- 4 希望する貸与月額

円

- 5 希望する貸与区分 ※ ( 加算なし ・ 5,000円加算 ・ 10,000円加算 )
- 6 変更開始希望時期 年 月分から

年 月 日

郵便番号 本 人 住 所 電話番号 ( ) 氏 名

郵便番号

連帯保証人 住 所

( ) 電話番号

氏 名

印

様

### (注意事項)

- 1 ※印のところは、該当する区分を○で囲むこと。
- 2 本人の氏名は、自署すること。
- 3 連帯保証人の印鑑は、印鑑登録を受けたものを押印し、印鑑登録証明書(発行から3ヶ月以 内のもの)を添付すること。

第4号様式(第12条関係)

(表)

# 岐阜県子育て支援奨学金借用証書

年 月 日

様

借 主 <u>氏 名</u>

(奨学生)

現住所

電話番号(自宅)

(携帯)

連帯保証人 氏名 印 続柄

現住所

電話番号(自宅)

(携帯)

岐阜県子育て支援奨学金を別記のとおり借用しました。ついては、岐阜県子育て支援奨学金貸与規則その他の関係規程に従い、別紙「奨学金返還計画書」のとおり滞りなく返還いたします。

連帯保証人は、別記借受額に関する債務について、借主と連帯して返還します。

また、借主は、岐阜県(又は岐阜県教育委員会)が連帯保証人に借受額等及び岐阜県(又は岐阜県教育委員会)が保有する個人情報を提供することに同意いたします。

 親権者又は未成年後見人
 氏名
 続柄

 現住所
 (携帯)

 親権者又は未成年後見人
 氏名
 続柄

 現住所
 電話番号(自宅)

 (携帯)

借主が別記のとおり、奨学金を借用し、借受期間満了後に返還の義務を履行することに親権者又は未成 年後見人として同意します。

(裏) 記

様)

	1417					
奨 学 生 番 号			決 定 事 項		事 項	
学 校 名			課程・学科		程・学科	
借受期間	開始年月		停止期間。		開始年月	
旧文规則	終了年月				終了年月	
借受額	総額	円	据置期間		開始年月	
恒文領					終了年月	
償還期間	開始年月		償	還	回 数	回
頂壓期间	終了年月		償	還	方 法	

- 1 借主及び親権者又は未成年後見人の氏名は、自署すること。
- 2 連帯保証人は、独自の生計を営む成年者であること。
- 3 連帯保証人の印は、印鑑登録を受けたものを押印し、印鑑登録証明書(発行から3ヶ月以内のもの)を 添付すること。

